



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「ケア」の再検討 ; フェミニストによる正義・平等の観点からの「ケア」の考察をもとに
Author(s)	内野, 綾子; Uchino, Ayako
Citation	教育福祉研究, 17, 65-75
Issue Date	2011-11-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47425
Type	departmental bulletin paper
File Information	UTINO.pdf



「ケア」の再検討

—フェミニストによる正義・平等の観点からの「ケア」の考察をもとに—

内野綾子

はじめに

子育てや介護にみられるように、人間が存続するためには「ケア」が必要不可欠である。こうした「ケア」は、これまで主に女性によって担われてきた。しかし、今日ではこうした「ケア」の存在が見えにくくなっているため、その担い手である女性が不利な立場に置かれることがある。こうしたことから、今日の女性が子育てや介護といった「ケア」に関わって直面する不利を考察するためには、正義・平等の領域を含めて「ケア」を捉え直すことが必要であると言えよう。

そこで本稿では、正義・平等の領域において「ケア」を考察の中心とし、また「ケア」を捉え直すことを試みているフェミニストの文献を検討する。各章で取り上げる文献は、第1章…ナンシー・フレイザー『中断された正義—「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』¹⁾、第2章…マーサ・アルパートソン・ファインマン『家族、積みすぎた方舟—ポスト平等主義のフェミニズム法理論』²⁾、第3章…同著者『ケアの絆—自律神話を超えて』³⁾、第4章…エヴァ・フェダー・キティ『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』⁴⁾である。

ここで、議論に先立って3人の論者の観点を簡単に紹介する。アメリカのフェミニズム系政治哲学、正義論の代表的な論客の一人である⁵⁾フレイザーとフェミニズム法学の第一人者であるファインマンは、「ケア」がどのように分配されるべきかを論じる。その結果としてフレイザーは「ケア」は男女間で公正に分配されることが望ましいと主張し、ファインマンは公的領域においても「ケア」の責任が持たれるべきだと主張する。一方で、ア

メリカの哲学者であるキティは「ケア」を誰が担うかではなく、それが平等の概念から忘れられていることに着目する。キティは「ケア」を誰が担おうと、それが平等の概念から漏れている以上、必ず不利な立場に置かれる人が存在すると主張し、「ケア」を含んだ平等の概念の確立を目指す。以下からはそれぞれの文献について詳しく検討していく。

1. 承認と再分配のジレンマを乗り越える「ケア」の分配—ナンシー・フレイザー『中断された正義』の検討

フレイザーは本書において、ポスト社会主義のビジョンが不明確な今日において、我々が向かうべき先はどこなのか、配分か承認かで分断されているが、そのどちらも向かうべき方向には必要なのではないかということ述べている。フレイザーは、まず第一部において「再分配だけでも承認だけでも今日の世界における不正を治癒するには不十分である」⁶⁾ことを論じ、「再配分と承認を同時に追求しようとする時に生じてくるジレンマを同定」する。続く第二部において、言説理論のレベルでの再配分と承認の統合のための「一定の基本的枠組みを設定」する。そして、第三部において再配分と承認を、「フェミニスト理論における現在の討論へと統合するプロジェクトを推進」する。

本稿では、第一部の第二章「家族賃金の後に—脱工業化の思考実験」に焦点を当てる。フレイザーは第二章を通して、家族賃金の崩壊に伴い女性にケアワークと賃金労働の二つの負担がのしかかっている今日において、ジェンダー公正を達成する

際に生じるジレンマを明らかにし、いかにジェンダー公正が達成しうるのかについて検討している。

フレイザーによると、今日ではこうしたジェンダー公正の達成のために、二つのモデルが有用だろうと考えられている。一つめは、女性の雇用を促進することでジェンダー公正を育成しようとする「総稼ぎ手モデル」である。これは、「女性を男性の今の在り方により近づけることを目指すもの」である。このモデルでは、ケアワークは市場、または国家に移されることになる。しかし、家族の非常事態や出産など、家族内から他に移すことのできないケアワークも存在し、そのケアワークを担っている者（主に女性）も、担っていない者と同じ条件で雇用される。つまり、このモデルはケアワークの担い手に対して不利に働き、フレイザーは「このモデルは完全なジェンダー平等とは言えない」と主張する。

二つめは、非公式なケアワークを支援することによってジェンダーの公正を促進しようとする「ケア提供者対等モデル」である。これは、「男性と女性をほとんど変化させないでおく一方、女性の差異を犠牲を払わずにすむようにすることを目指すもの」である。このモデルでは、ケアワークの大部分を世帯にとどめ、公的基金によってそれを支援する。しかし、それによって、家内労働のジェンダーによる分化を固定化し、雇用の領域内において女性を周辺化することによって、政治や市民社会といった人生の他の領域への女性の参加を妨害するかもしれないのである。そのため、フレイザーは、このモデルも「完全なジェンダー公平を与えることはできない」とする。

そこでフレイザーは「総ケア提供者モデル」を提案する。これは、「男性に対して多くの女性の今の在り方に近づくよう、言い換えれば、主要なケアワークをする人間になるように働きかけること」にあり、「現在の女性のライフパターンを皆にとっての規範にすること」である。これによって、「あらゆる職がケア提供者でもある労働者向けにデザインされ、(中略)現存しているジェンダー分業をくつがえ」すことによって、ジェンダー公正

が達成されるのである。

ここで、フレイザーが提案した「女性のライフパターンを規範とする」ことに注目したい。「女性のライフパターンを規範とする」ことは、フレイザーが述べるとおりジェンダー分業をくつがえすためには重要なことであると思われる。しかし、現実には皆が「女性のライフパターンを規範とする」ためには、女性のライフパターンが正義になっただろう。特に男性のライフパターンにはあまり見られないケアワークについては、皆が負担することが本来の正しいあり方であることを示す必要があると考えられる。皆が納得して女性のライフパターンを規範として受け入れるためには、まずケアワークの価値の共有が必要ではないか。

2. 家族における「ケア」の再考—マーサ・アルパートソン・ファインマン『家族、積みすぎた方舟 ポスト平等主義のフェミニズム法理論』の検討

ファインマンは、本書において、フェミニズム法学が見落としてきた伝統的家族⁷⁾の批判を展開し、「家族の社会的目的と家族法の役割の見直しを提言」⁸⁾している。

ファインマンは、第1章で本書の概要を提示し、続く第I部において、これまでのフェミニズム法理論の戦略と、これからのフェミニズム法理論の向かうべき方向を示唆する。第II部においては、これまでのフェミニズム法理論の戦略によって、女性が経験するようになった不利について述べる。そして、第III部において、フェミニズム法理論の盲点となっていた伝統的家族について批判的に考察する。第IV部では、ケアの担い手と受け手という二者関係を家族の核に据えることによって、今日の伝統的家族の限界を乗り越えようと試みる。以下からは、第I部・第II部・第III部・第IV部のそれぞれについて詳細にみていく。

(1) 第I部 概念と構築物

ファインマンは、これまでの「フェミニズム法理論の多くが(中略)概して家族一般、ことに母

性という制度の重要性と中心性を見落としてきた」ことを指摘する。フィンマンによると、これまでのフェミニズム法理論は「もっぱら男女の間に法的に妥当な差異はない、と考える平等化戦略」をとってきた。しかし、「女性は『妻』『母』『娘』というジェンダー化されたカテゴリーの構成員として、私たちの社会の中で、親密性に由来する重荷を担ってきた」ため、こうした「ジェンダー化された社会、あるいはジェンダー化された制度のもとで性別に中立的な取扱いが中立的に機能することはなく、女性に対して不利に働くことがしばしばあった⁹⁾。

こうしたフェミニズム法理論の平等化戦略の失敗を受けて、フィンマンは「現存する組織的で執拗な不平等の現実を法理論は認識する必要があり、そして積極的措置をとらざるが故に差異に関するフェミニズム理論を確立し、単純な平等パラダイムからの脱却を目指すべきだ」と述べる。確かに、差異が「公的領域への女性の参加を制限するための排除の手段として作用」してしまうこともあったが¹⁰⁾、フィンマンはそれとは反対に「社会と文化によって構築された女性の生活に根拠」をおき、そうした立場から積極的措置を伴う法制度の確立を求めるとした。

では、これまでのフェミニズム法理論の平等戦略によって、女性、特に「母親」はどういった現実と直面したのか。続く第II部においては、ジェンダー平等による「母親」の変容とその結果について述べられる。

(2) 第II部 中性化された母親

フィンマンによると、「平等の追及という文脈で(中略)『母親』という制度が法によって変容し、崩壊し、『父親』と混じり合っ、のっぺらぼうの『親』という概念にされてしまった」のである。しかし、現実には、「ほとんどの女性の生の現実である、ジェンダー化された『母親』業を強いられる生活は存続している」のである。

こうした「母親」という制度の変容は、女性を経済的主体として捉え、「伝統的な」母親の要求との折り合いがかなり困難な自立を必要とする。ま

たこの変容は、シングルマザーの家族の上に、父親が引き続き統制をかけられるという結果も生んだ。この結果は、シングルマザーを「逸脱」と見なす社会と相まって、「母親」概念の格下げに繋がった。

つまり、女性は「母親」という制度に縛りつけられたまま、男性と対等に渡り歩くことを要求されたのである。こうした現実に対して、フィンマンは「もし『母親』がこれからも『異なった存在』として経験されていくのなら、たとえ公式にはジェンダー中立的な家族法制度のもとでも、『母親』に対する『特別』な措置が要請され(そして実施され)ねばならないだろう」と述べる。

以上のことから、これまでのフェミニズム法理論の平等戦略が、一概に女性の不利な立場を解消するのに成功したと言いきれないことが分かる。そこで、フィンマンは次の第III部において、これまでのフェミニズム法理論が見落としてきた家族一般、特に今日の伝統的家族について考察する。

(3) 第III部 性的家族

フィンマンによると「性的家族とは伝統的家族、すなわち核家族のことであり、正式に認められた異性愛による夫婦の絆を核とした単位」である。つまり、性的家族は「保護に値する認められた実体であり、『プライバシー』を保証された、すなわち国家の実際の管理から免れる存在」なのである。

こうした性的家族の位置づけについて、フィンマンは「法が正統だと認める家族像を表現するがゆえに、何が正常かを規定し、また何が逸脱かを決定」し、それによって「ある特定の家族の類型を逸脱と決めつけることで、伝統的な家族形態に向けられれば社会的に許容されないような国家的介入や規制が、正統化されてしまう」と指摘する。つまり、伝統的な家族形態をとらない、すなわちシングルマザー家族はプライバシーが約束されないのである。フィンマンによると「シングルマザー家族に関してまかりとおっている思いこみは、父親がいないことによって、家族に空隙ができていて、だからその穴は国家によって埋めら

れることこそふさわしいというものであり、そのため、シングルマザーは公的な査察によって根ほり葉ほり私生活を暴かれるのである。

なぜ、これほどまでに伝統的家族形態であることを求められるのか。今日では、母親業を女性が担っていることからわかるように、依然として家父長制イデオロギーが支配的である。家族において男性の役割が重要だと考えられているのである。しかし、「母子単位を自然あるいは正常なものとして受容することは、つまるところ私たちの社会における家族内での男性の役割に疑問を投げかけること」になる。つまり、シングルマザー一家族を受容すると家父長制イデオロギーが掘り崩されるのではないかと懸念されるのである。

(4) 第四部

新たな悲劇とユートピア的ビジョン

第四部においてフィンマンは、父親の権利との関係で生じた母親の新たな悲劇について触れた後、性的家族にかわる新しい家族の概念を提示する。フィンマンによると『『母親』の中性化と父性の上昇が進行して』おり、「父親に報酬を与えて避妊させる案が検討されている」のである。しかし、こうした奨励策が失敗した際、実際に子どもを産み育てるのは女性であるために、「女性が国家政策の標的になるおそれが非常に高い」とも考えられる。このように父性の上昇に伴って、ますます『母親』が周縁化されるという悲劇が起きている。

そこで、フィンマンはこれまでの中性化された母親および性的家族の考察に基づいて、二つの提案をする。一つめは「性的家族に対する法的支援の廃止」であり、二つめは『『母子』対に体现されるケアの担い手と依存者からなる養育家族単位 nurturing family unit に対して保護を講ずること』である。

一つめの「性的家族に対する法的支援の廃止」について、フィンマンは「制度としての性的家族が存在するかぎり、それは特権的な地位を占めつづけるだろうし、理想のモデルとして他の親密な関係を逸脱と決めることになる。他の親密な関

係を婚姻に類似したものとして次々と認めること¹¹⁾でこのスティグマを無効にしようとするよりは、婚姻というカテゴリーそのものを法的地位としてたんに廃止してはどうか」と述べ、これによって多岐にわたる良い結果がもたらされるとする¹²⁾。しかし、これまで伝統的家族によってケアをされてきた依存者はどうなるのだろうか。フィンマンは「公的な機関を通じて国家が直接責任を負うという手がある」が、「こうした媒介を欠いた直接的な国家権力の介入には賛成できない」と述べる。そこでフィンマンは養育単位に保護を講ずることを提案するのである。

フィンマンは、この単位を家族としてあらたに再定義し、「ケアを与える家族を保護された空間とし、国家から特別に優遇される処遇を受ける権利を持つもの」とすることを提案する。つまり、「育てることを家族関係の核とし、性関係にかえてこの関係を中心に据える」のである。

今日の私たちが抱く家族像とフィンマンの提案はあまりにかけ離れているように感じるが、フィンマンもこうした提案がユートピア的すぎることを自ら認めている。しかし、フィンマンはたとえそれがユートピア的であっても、「古い関係を新しい光のもとに見られるようになり、それによって私たちが自然であることか正常であることをどうみてきたか、また逸脱をどのようにつくり出してきたかを理解するようになる」ことに十分価値があるとしている。

フィンマンは、本書において、主にフェミニズム法理論の道筋をたどることによって、今日の家族の置かれている状況、女性の経験する不利について述べたうえで、最後に新しい家族単位を提案した。次の『ケアの絆—自律神話を超えて』では、人々の意識の中において伝統的家族像がどのように支えられてきたかに焦点を当てながら、家族機能について再考する。

3. 公的領域を含めた「ケア」の分配—マーサ・アルバートソン・ファインマン『ケアの絆—自律神話を超えて』の検討

ファインマンは、本書において、今日のアメリカ社会を支配している自律観を考察し、それが実質的な平等の促進を妨げ、家族の中にケアを押し込めてきたことを明らかにし、ケアは社会で集団的に責任を負うものだという主張をする。

第I部では、今日のアメリカ社会への自律観の浸透、それに伴う依存へのスティグマについて述べている。第II部では、自律の視点を家族に絞り、家族が自律を求められ、分離した「私的」領域と考えられることの弊害について述べる。第III部において、フェミニストによる家族批判の奮闘について述べる。そして第IV部において、今日の社会変化を考察し、私たちが前提としてきた契約を再検討し、ケアを家族機能から分散させるべきだと主張する。そして、あとがきでは、家族機能を見直す際に重要となるプライバシーの概念についての再考が試みられている。

(1) 第I部 建国神話—自律、依存、社会の債務

ファインマンによると、アメリカでは「自律的で独立し、自活した個人を理想としてあがめ、こうした特性を誰もが達成できる」¹³⁾ と思いこまれており、それは「すべての者は生まれながらにして平等だという信念が土台にあるから」である。こうした信念はアメリカの建国神話に関係が深い。ファインマンは「建国神話は、史実に加え、一連の偉業を詩的な言葉でくり返し語る叙述詩でもある。このため、語りが神話化され、述べられる価値や人格の特徴は時空を超えたゆるぎない真実といった響きをもつ」と述べる。また、こうした建国神話は、「国民的生活をつくる土台という意味で日常生活のイデオロギーの一部となっていると見るべき」なのである。このように建国神話に支えられた自律観において、平等は「国民全員に国が確保すべき到達点とはされず、機会やアクセスに中立を与えるだけでいいとされてしまう」のである。つまり、こうした自律観が「平等を実質化、

つまり物質的・社会的意味のある肯定的な目標にする邪魔をしている」とファインマンは述べる。

また、このように「自律をもてはやすぶん、自律せず依存的だと名ざされた人々に文化的にも政治的にもスティグマ〈社会的烙印〉をつけ、罰しようとする傾向がつくられ、永続化する」のである。この標的になっているのが、無職の、貧しさから抜け出せない福祉の援助を頼みにする母親たちである。もちろん、「子どもの面倒を見ようとするれば、資源的ニーズは政府の公的扶助という公の支援を仰がざるをえない」のだが、現実には「自業自得なのだから（中略）きちんと自活するようにしつけ、自分と子どもの責任を取らせよ、と見捨てられる」のである。

これに対しファインマンは、「依存状態とは、(中略)人類のあり方の自然なプロセスであり、本来、人の発達過程の一部である」とし、「ひとくりにスティグマをつけるのはまちがいである」と述べる。誰もが避けられない依存を経験するのであって、それは「社会的、すなわち集団的責任を問う主張が成り立つ」のである。そうであるにも関わらず、社会は「避けられない依存を典型的に私的な制度、すなわち伝統的な結婚でつくられる家族(婚姻家族)に割り当ててきた」のである。つまり、これまで栄えてきた自律の神話は、家族のなかに依存が隠蔽されてきたおかげなのである。

(2) 第II部 自律の制度化

ファインマンによると、「今日の政治文化では、家族にも自律が求められている。自律した家族とはその成員を養うことのできる、外から見て自活できている家族である。それは社会のなかで、『分離した領域』にあり、特有の規則が支配する『私的』制度と考えられている」のである。この家族領域は別という考え方のために、国家が依存に対して果たすべき義務から免責されるのである。

ファインマンは家族領域を別とする見方を誤りだとする。「家族は結婚によって法主体を形成し、離婚によってそれを解消する」ものであり、「こう見ると、家族が国家の厳重な管理下にあるのは明白」なのである。こうしたことから、ファインマン

は、「婚姻家族を私的な単位として切り離さず、それに割り当ててきた機能を注視」するべきだと述べる。

(3) 第三部 フェミニズムによる家族批判

フェミニストの関心は、第II部でみてきた家族の自律についてよりむしろ、家族・社会のなかでの女性たちの自律にある。「フェミニストたちは、女性が家族以外の場で平等を達成する機会を得ようとするれば、旧態依然としてジェンダー役割から解放される必要があると認識していた」のである。しかし、「女性が自律を手に入れ、家族問題の束縛から自由になれるという考えは、母親になると徐々に蝕まれていく」のである。ファインマンは、「母性に自律は期待できない」と述べる。なぜなら「母性は依存に巻き込まれずにはいられない。まず子どもの依存にそして次にケアの責任をあてがわれた者としての自分自身の依存」があるからである。

今日では、女性たちは市場でも仕事をするようになった。それは、昨今の雇用の不安定化に伴って、家族機能を達成するために市場で仕事をしなければならなくなったとも言えよう。「女性たちは市場でも仕事をし、帰宅後も家事労働をするよう期待されている」のである。しかし、男性への期待はかわっていない。なぜかという、ファインマンによるとひとつは「私たちが人の世話よりも経済的な進歩のほうを大切にしてきたから」である。また、もうひとつは「市場はというと社会を再生産する家族内の仕事は他の制度の役目と言わんばかりに、わが物顔で機能している」からである。

こうした現状に対してファインマンは「市場を最優先することからくる不平等な状況に対して譲歩を重ねるよりは、男性をうまく説き伏せてケアに参加させるのはさっさとあきらめ、すべての社会的な制度がケアの担い手のニーズに対していくばくかの責任を引きうけるよう調整すべきだろう」と述べる。

(4) 第四部

社会契約における個人と家族の自律

ファインマンによれば「私たちの社会契約¹⁴⁾では、家族と職場というふたつの制度が社会的財を個人に分配する役割を担っている。家族は『自ら進んで』ケアを引き受け、一生涯必要な糧を与え、子どもの面倒を見る。職場では賃金だけでなく、『慣習』『契約』『交渉』を通じて医療保険、年金が不測の事態の備えとして家族の手にわたる」のである。しかし、今日において、「このふたつの制度が現行のままで伝統的役割を適切に果たせる」と考えることは楽観的であるように思われる。

こうした現実をふまえ、ファインマンは「家族が依存について果たしてきた歴史的期待をもうこれ以上担いつづけられないとわかれば、何らかの責任を市場と国とに振り分けなければならない」と述べる。

(5) あとがき

家族プライバシーをどう位置づけるか

ここまで、ファインマンは依存に対して市場や国家を含んだ集団的責任の必要を訴えてきた。ここで、ファインマンはこの論を進めるにあたっての問題のひとつである「責任を負う代わりに、依存に結びつく状況に対して集団的統制」が行われるのではないかということについて検討する。これは「社会がケアの担い手を援助し、支え、それに責任を負う義務があるならば、引き換えに、社会が再生産、家族構成、家族の機能などの依存に関する判断・影響力を生じさせる親密な関係を統制する相応の権利を持つべきという意見」である。

ファインマンはこうした主張に対して「これまでの家族プライバシーの概念を練り直し、依存に対する集団的責任論のなかに組みこめば、家族プライバシーと集団的責任の両概念が強化される」と述べる。具体的には、「ケアの担い手やケアの受け手からなる依存の単位に自律を提供できるようにプライバシーについても考え直すべき」とファインマンは述べる。これによって、ケアの仕事を引き受けた女性が、「最終的に制度によって不利益をこうむったり、経済的に男性を頼ったり、きわ

めて強いスティグマつきの援助を頼らなくてもすむように」求めることができるのである。

フレイザーが「男女でケアワークを分担する」ということを提唱した一方で、ファインマンは、男性にケアワークを担わせることは諦め、社会でケアの責任を引き受けていくべきだと主張する。

こうしたファインマンの主張は、フレイザーが検討していた3つのモデルの中の「ケア提供者対等モデル」に近いように思われる。ここで、ファインマンの主張を「ケア提供者対等モデル」に当てはめて検討する。フレイザーはこのモデルについては、①家内労働のジェンダーによる分化を固定化し、②雇用・政治・市民社会への女性の参加を妨害する可能性があるとしてジェンダー公正は達成されないと述べていた。①については、ファインマンの提案する家族単位に従えば問題にはならないと考えられる。なぜなら、ファインマンの提案する家族単位では、家内労働が男女で共有されるとは限らないため、そもそも家内労働がジェンダーによって分化するということが考えにくいからである。②については、女性というよりは「ケア」の担い手に対する懸念として残るように思われる。ケア関係を保護しつつそれに対し何らかの公的責任がとられることによって、「ケア」の担い手が「ケア」にとられることなく社会に参加できるようになる可能性がある一方で、「保護されているのだから」ということを理由に保護されていない領域から排除される可能性もあるのではないか。つまり、ケア関係は保護され公的責任がとられるべき行為であるということが社会で共有されることが必要なのである。

4. ケアを中心とした平等概念の確立へむけて—エヴァ・フェダー・キティ『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』の検討

キティは、依存労働¹⁵⁾は人間が存続する限り必ず行われる行為であるにもかかわらず、従来の平等の概念からは除外されていると述べる。そのため、キティは依存労働を含む新しい平等の概念を確立することが必要であると述べる。その新しい

平等の概念として、キティはつながりにもとづく平等を提案する。

キティは、まず序章において本書で問うべき問題を明らかにする。次に、第I部において依存労働者が平等から排除されている状況について述べたうえで、新しい平等の概念として、つながりにもとづく平等の確立を提案する。続く第II部において、これまでの平等の概念にいかんにかんして依存労働への視点が欠けていたかを、ロールズの政治理論を批判することによって述べている。そして第III部において、合衆国における依存に関する政策課題と人々の現実について述べる。以下からは、序章・第I部・第II部・第III部のそれぞれについて詳細にみていくことにする。

(1) 序章

キティは、「どんな文化も、依存の要求に逆らっては一代以上存続することができない¹⁶⁾とし、依存の要求は人間が存続するためには必ず応えられなければならないものとした。そして、「社会がこのようなニーズに対するケアをどう体系化するかは社会的正義の問題」であるとした。しかし、「伝統的に依存の世話を引き受けてきたのは女性であり、依存労働はジェンダー化されている。さらに、「政治的、社会的正義の議論は、男性の公的生活を基点とし、ジェンダー間および階級間での依存労働の公平な分担という問題をほとんど考えてこなかった」のである。また、「その基点が道徳的理論、政治的理論を規定するだけでなく、公共政策の枠組みをも決定してきた」のである。そのため、「平等にもとづく政策は、私的領域でも公的領域でも女性の役に立っていない」のである。

そこで、キティは「依存という現実と、依存者の世話をする女性の役割とを真剣に考えない限り、平等は私たちの手をすりぬけていく」と述べ、「依存労働をすることこそがそれをする人を平等の範疇から排除するかどうか、もしそうであれば、この排除を終わらせるために私たちがやるべきことは何かを問う必要がある」とした。

(2) 第I部

愛の労働—依存は何を要請しているのか

そこで、第I部では、依存労働者が平等から排除され、不平等な立場に置かれていることを示したうえで、この排除を終わらせるための新しい平等の概念として、つながりにもとづく平等が提示されている。

キティによると、依存労働者は公的領域においても家族内においても不平等な立場に置かれる。公的領域は、「拘束されず、合理的に自己の利益を実現する」という、依存労働者にとっては不可能な想定にたっているため、依存労働者がそこへ参加するためには、不利を抱えなければならない。その結果、依存労働者は公的領域へ参加することが困難になり、経済的に第三者へ頼らざるを得なくなる。そのため、「依存者のニーズを満たすべく構想されている核家族」において、依存労働者は依存関係にない第三者との権力の不平等にさらされることになる。キティは、家族において第三者(稼ぎ手)¹⁷⁾に対して依存労働者が不利な立場に置かれる原因を「依存労働者が稼ぎ手よりも自らの役割から脱出する機会が得にくい主観的・客観的要素があるためである」と述べた。つまり、依存労働者が、依存労働をしているがために、第三者から離れることができないような条件が構築されているのである。

では、依存労働者が不平等な立場に置かれられないためにはどうすればよいか。キティは、新しい平等の概念として、つながりにもとづく平等を提案する。つながりにもとづく平等は、「これまで慣れ親しんだ個人に基づく平等」による「平等な地位にある他の個人と等しく私に与えられるべき権利はなにか?」ということは問題にせず、「私に依存する人たちをケアし、そのニーズにこたえながらも、私自身もよくケアされ、私のニーズが満たされるためには、特定の関係にある他者に対する私の責任はどのようなものなのか、そして私への他者の責任はどのようなものか?」を問うのである。この平等の概念では、誰もがお母さんの子ども¹⁸⁾として正当に扱われるのである。

キティによって新しい平等の概念が示されたが、これまでの平等の概念において、依存労働はどのように考えられてきたのか。キティは続く第II部において、「現代のリベラルな平等主義思想家、ジョン・ロールズの理論と実践を基礎づける規範と価値から依存という概念が排除されていることを示」す¹⁹⁾。

(3) 第II部 政治的リベラリズムと人間の依存

キティは、第II部において、「ロールズの政治理論を検討しつつ」、「依存がこれまで無視されてきたという事実と、平等と正義に関する理論から依存を除外してきた帰結とに注意を促」すとしている。

キティは、「ロールズの理論は(中略)従来の政治理論と同様に、人間にとっての依存の事実と依存が社会の編成にもたらす帰結との双方を捉え損ねている」と述べた。また、キティは、そうした「依存に対する関心を排除したまま政治を構築しようとする理論は、依存労働者の搾取か、依存者の無視によってしか成り立たない」と主張する。キティによると、依存は、平等な市民としての私たちの地位に多大な影響を与え、また、誰もが一度は経験するため、棚上げできるような種類の問題ではなく、「平等論がその射程にすべての人を包括したいと願うならば、依存は、はじめから向き合わなければならない」のである。

そこで、キティは、「私たちが依存関係にある者たちの社会的地位を包括するような公正としての正義論を修正するならば、それは正義の第三原理を生むに違いない」と述べる。キティによると、この原理は「ケアを必要とするそれぞれの人々のニーズにしたがって各人に、ケアできる能力にしたがって各人から、またケアを与える人々に資源と機会が利用できるように社会的制度からの援助が与えられることで、すべての人が持続可能な関係のなかで適切にケアが受けられる—このようなあり方」のことである。このあり方は、第I部でキティが述べていた「つながりにもとづく平等」とも表現できると考えられる。

キティは第II部を通して、依存労働者が、ロー

ルズの政治理論にみられるような政治的リベラリズムにおいて平等を獲得できる市民から除外されていたために、不平等な立場に置かれていることを明らかにし、それを克服するためにはつながりにもとづく平等を確立すべきだと主張する。

(4) 第三部

みな誰かのお母さんの子どもである

第I部、第II部を通して、依存労働者の置かれる不平等な立場、それを促す条件や平等の概念、それを克服する新しい平等の概念についてみてきた。では、実際の依存に関する政策、人々の現実はどういったことになっているのか。第三部では、合衆国に焦点が当てられ²⁰⁾、「依存に関する政策課題と人々の現実の両方」について述べられている。

キティは、「現在の社会政策は、他に支援手段がなく依存の必要がある非雇用の女性を対象にするものであれ、労働市場に参加しながらも依存労働を行い続ける女性を対象にするものであれ、市民とは健康で自律的な成人であるという虚構に訴え続けて」おり、「依存問題に向けられた現在の政策は、範囲が狭すぎ不十分である」とした。そこで、キティは「もし依存労働を真剣に考慮したなら、社会政策はどのように変わるのだろうか」との問いをたてる。

この問いに対して、キティは「分配され共有されるべき社会的財と社会的負担は、ケア関係という財を含まなければならず、「伝統的稼ぎ手モデルの私的な編成（中略）にもとづいては、依存労働は公正に割り当てることができない」ため、このモデルに代わって「依存労働に対する補償の社会化と普遍化を提起」する。それは、みな誰かのお母さんの子どもとして扱われることであり、つながりにもとづく平等を確立することに繋がると考えられる。

また、キティは重度知的障害の自らの娘・セーシャとの生活から、依存に関する人々が直面する現実を示す。キティは、セーシャとの現実の生活を通して、「公正な社会の『自由で平等』な市民は、母の必要を無視して性格づけられていること」、また、「真に依存的な個人の面倒をみている者が『平

等』の分け前を享受することはできない」ことを教わったと述べている。

ファインマンやフレイザーが論じていた「ケア」の公正な分配については、「ケア」によって生じる不利を解消するためには欠かせない論点である。しかし、そうした議論の際には、キティが主張していたように、「ケア」関係を平等に含むこと、つまり、今日においては「ケア」関係が平等の概念に含まれていないことに自覚的になることが重要である。なぜなら、こうした自覚なしに「ケア」の分配のみに焦点を当てると、公正な分配と言いつつも結局は「ケア」の押し付け合いに終始してしまう可能性があるからである。

おわりに

最後に、第1章から第4章にかけて取り上げた論者の主張を整理しておきたい。まず、フレイザーは、家族賃金の崩壊に伴い、家族における「ケア」と賃金労働という二重の負担を女性が背負うようになったことが女性の不利と関わると述べ、こうした女性の不利を解消するために「ケア」を男女で公正に分配することによるジェンダーの脱構築を試みる。

次に、ファインマンは、女性を男性に同化させる平等化戦略が、女性の「ケア」を担うことによって経験する男性との差異を見えなくしたことが、女性の不利に結びついていると述べる。さらに、ファインマンは「ケア」が公的領域においても責任を持たれるべきだと主張したうえで、公的領域による援助を受けながら「ケア」を行うような、「ケア」を中心とした家族単位を提案する。

キティは平等の概念から「ケア」が漏れていたことによって、「ケア」の担い手である女性が不利な立場に置かれると述べる。そして、こうした不利を解消するために、「ケア」を中心とした平等の確立を目指す。

3人の論者は、いずれも女性が担ってきた「ケア」を女性が経験する不利と結びつけたうえで、そうした不利を解消するために、「ケア」は人間にとって欠かせないものであるという視点から「ケ

ア」を平等・正義の観点を含めて再考している。そして、いずれの文献も、ケアを中心に社会を作りかえていくことを提案している。こうした視点や提案は、今日の日本における女性の不利な立場を考察する際にも重要な視点となるだろう。

たとえば、日本では2002年に母子家庭の自立を促す観点から児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合には手当の一部について支給を停止する制度が導入された²¹⁾。この制度には、家庭内において「ケア」を担っている母親が、「ケア」を担っていない人と同等に稼ぐことができ、生計を立てることができるという前提があるように思われる。確かに、家庭内において「ケア」を担っている者がいまいが同じ働き手として同等にみなすことは「平等」といえるかもしれない。しかし、現実の生活を想像してみると、家庭内において「ケア」を担っている者がそうでない者と同じように働くことは困難なのではないか。

「ケア」は人間が存在する限り必ず行われる行為である。そうであるにも関わらず、それを担っている者を不利な立場へ追いやることは、すなわち社会において必ず誰かを不利な立場に置くことになる。今後は、「ケア」の人間にとって欠かせない行為であるという側面に焦点を当てるような社会を模索することが必要である。

注

- 1) Fraser, Nancy. (1997) *Justice Interruptus: Critical Reflection on the 'Postsocialist' Condition*, Routledge. (=2003、仲正昌樹監訳『中断された正義—「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房。)
- 2) Fineman, Martha Albertson. (1995) *the Neutered Mother, the Sexual Family and Other Twentieth Century Tragedies*, Routledge. (=2003、上野千鶴子監訳『家族、積みすぎた方舟—ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房。)
- 3) Fineman, Martha Albertson. (2004) *THE AUTONOMY MYTH: A Theory of Dependency*, New Press. (=2009、穂田信子、速水葉子訳『ケアの絆—自律神話を超えて』岩波書店。)
- 4) Kittay, Eva Feder. (1999) *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*, Routledge. (=2010、岡野八代、牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社。)
- 5) Fraser 1997 訳書 (仲正による訳者後書き): 361
- 6) 第1章において、以下特に断りがない場合は、「」は Fraser 1997 訳書からの引用であることを表す。ただし「ケア」は筆者の言葉であって、引用ではない。
- 7) ファインマンは「性的家族とは伝統的家族、すなわち核家族のことであり、正式に認められた異性愛による夫婦の絆を核とした単位である」と述べている。こうしたことから、上野は解説において、「ここでいう伝統とは、『私たちが常識だと思って疑わないもの』の代名詞にすぎない」と述べている。
- 8) 第2章において、以下特に断りがない場合は、「」は Fineman 1995 訳書からの引用であることを表す。ただし「ケア」は筆者の言葉であって、引用ではない。
- 9) 例として、ファインマンは、「母親は物質的な効果として、仕事での昇進や機会の獲得に対するマイナスの影響をもたらす」ことを挙げている。
- 10) 例として、ファインマンはブラッドウェル判決(女性が法律関連の職に就くことを禁止したイリノイ州の条例を支持した最高裁判所の判例 1872)におけるブラッドレイ判事の意見(下記)を挙げている。「民法は自然と同様、男女の使命と領域にはそれぞれ大いなる違いがあると認めてきた。……女性に属する自然で程のよい臆病さと繊細さは、明らかに、多くの市民生活の職業には不向きである。神の命令であると同時に、自然の道理にもとづいて作られたものである家族という組織のなりたちこそ、家庭的領域こそがまさに女性らしい分野であり、機能であることを示唆している。」
- 11) 例として、ファインマンは非公式な異性愛カップル(事実婚)や同性同士のカップルが伝統的家族のモデルの拡大につとめていることを挙げている。ファインマンはこうした動きに対し「特権化された家族形態をコピーするだけであれば、オールタナ

ティブな関係は、ただ社会の基本的な秩序や親密性の性格に対する、セクシュアリティの中心性を追認するだけに終わる」とし、結果的には「こうした改革はたんに、性的家族の概念を強めるだけである」と述べる。

- 12) たとえば、フィンマンは、「特定の性関係が禁止されたり、逆に特権的に扱われることもない」こと、「強姦の告発に対して、結婚を盾にした正当化の主張が退けられる」こと、また、親の婚姻関係の有無によって「子どもが差別的扱いを受ける根拠もなくなる」こと、「夫婦財産」といった考えがなくなることを挙げている。
- 13) 第3章において、以下特に断りがない場合は、「」は Fineman 2004 訳書からの引用であることを表す。ただし「ケア」は筆者の言葉であって、引用ではない。
- 14) ファインマンは、「政治理論家が社会契約論について行うような（しばしば仰々しい）抽象論を述べたいのではない。きわめて現代的な概念と言える契約を例に、現代の各種制度の関係としくみが正しいのかと問いたいまでである」として、「社会契約」をメタファーとして用いている。
- 15) キティは、依存者の世話をする仕事を依存労働と呼び、この仕事を行う人々のことを依存労働者と呼んでいるが、「本書では、『依存労働者』という言葉をもっとも狭義の意味で使用する」とし、「被保護者が対象でない責任はここでは除外する」としている。被保護者について、キティは「本書で用いる被保護者とは、『他者のケア、保護、管理、支援などに任された、あるいは委ねられた』人を指す辞書（新ウェブスター辞典、第三版、1967年）の定義」に従っている。また、専門的なサービスは、地位と結びつくかという点において依存労働とは異なるとして、依存労働ではないとしている。
- 16) 第4章において、以下特に断りがない場合は、

「」は Kittay 1999 訳書からの引用であることを表す。ただし「ケア」は筆者の言葉であって、引用ではない。

- 17) キティは「単純化のため、このような第三者を『稼ぎ手』と呼んでいる。
- 18) 「お母さんの子ども」という表現は、本書の至るところにみられる。キティは、「お母さんの子どもである」という表現を平等を要求していると解釈し、さらにその要求は「人間存在の特性が、生存の基本的条件として人とのつながりを必要とするという事実」から、退けられるものではないとする。
- 19) キティは、ロールズを中心に取り上げる理由として、「現代の政治理論に対する影響力が他に類を見ないからというだけでなく、ロールズははっきりと、女性をはじめ政治的領域から排除されてきた人々をも包み込む理論を創造することに関心を注いでいるからである」と述べる。
- 20) キティは、合衆国に焦点を当てる理由として、依存者のケアのための経済的要求に対し、最も後ろ向きの国であるため、「依存問題へのアプローチにおいて、逆行を示す事例であり、また、進んだ福祉国家の今後の前兆でもある」ということを挙げている。
- 21) 現在、この制度は事実上凍結されているが、母子家庭への自立支援は様々な形で継続されている。

文献

- 川本隆史(1995)『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワーキングへ』創文社。
- 牟田和恵 (2006)『ジェンダー家族を超えて』新曜社。
- 岡野八代 (2010)『家族—新しい「親密圏」を求めて』自由への問い7、岩波書店。

(北海道大学大学院教育学院・修士課程)